

○ 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 決定（第六十一条―第六十八条）</p> <p>第六節 雑則（第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第六節 雑則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 決定（第六十一条―第六十八条）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十五条 法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）の謄本を送達して行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 審判手続開始決定書を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

(延滞金の徴収)

第六十九条 法第三十四条の五十九第二項の規定により延滞金を徴収する場合において、課徴金を納付しなければならない者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

(新設)